

優先株に関する有価証券上場規程の特例

(目的)

第1条 この特例は、優先株（ＪＡＳＤＡＱに上場する株券の発行者の発行する優先株を除く。以下同じ。）の上場について、有価証券上場規程の特例を規定する。

2 この特例に定めのないものについては、有価証券上場規程の定めるところによる。

(上場申請)

第2条 優先株の上場を申請しようとする者は、次の各号に掲げる書類を提出するものとする。

- (1) 本所所定の有価証券上場申請書
- (2) 本所所定の様式による優先株上場のための事業概況書
- (3) 本所所定の様式による当該優先株の所有者別、所有数別及び都道府県別の分布状況表
- (4) 前各号に掲げる書類のほか、本所が上場審査のため必要と認めて提出を求める書類

2 次の各号のいずれかに該当する場合において、設立される会社の発行する優先株については、その設立前においても、新設合併、株式移転又は新設分割を行う上場会社の株主総会の決議後に限り、その上場を申請することができる。この場合における上場申請は、当該上場会社が行うものとする。

- (1) 株券上場審査基準第4条第3項第1号（上場会社の新設合併に係る部分に限る。）又は第3号（上場会社の株式移転に係る部分に限る。）に掲げる場合において、設立される会社の株券（優先株を除く。以下同じ。）が同項第1号又は第3号の適用を受けるとき。

- (2) 上場会社が人的分割（分割する会社の株主に対し分割に際して発行する株式の全部又は一部の割当を行う会社の分割をいう。）である新設分割を行う場合において、当該分割により設立される会社が発行する株券について当該分割前に上場申請が行われたとき。
- 3 前項の規定に基づき設立前に上場申請する場合は、第1項第2号から第5号までに定める書類のうち上場申請時に提出することができない書類（本所がやむを得ないものとしてその都度認めるものに限る。）については、提出することができることとなった後直ちに提出すれば足りるものとする。

（上場審査基準）

第3条 優先株の上場審査は、次の各号に掲げる基準に適合するものについて行うものとする。

- (1) 上場申請銘柄の発行者が上場会社であること。
- (2) 上場申請銘柄の発行者が当該銘柄に係る剰余金の配当を行うに足りる利益を計上する見込みのこと。
- (3) 上場申請銘柄が次のaからdまでに適合していること。

a 株式の分布状況

次の(a)から(c)までに適合すること。

- (a) 上場の時までに、浮動株式数（役員（役員持株会を含み、取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。）、監査役、執行役（理事及び監事その他これらに準ずる者を含む。）をいう。以下同じ。）、上場申請銘柄の発行者が自己株式を所有している場合の当該発行者、上場株式数の10%以上の株式を所有する株主（明らかに固定的所有でないと認められる株式を除く。）及び役員以外の特別利害関係者（企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和48年大蔵省令第5号）第1条第31号イに規定する特別利害関係者をいう。以下同じ。）を除く株主が所有する株式の

数をいう。以下この条において同じ。)が2,000単位以上(1 単位は , 単元株式数を定める場合には当該単元株式数をいい , 単元株式数を定めない場合には 1 株をいう。以下同じ。)となる見込みのあること。

- (b) 上場の時までに , 浮動株式数が上場株式数の25%以上となる見込みのこと。
 - (c) 上場の時までに , 株主数 (1 単位以上の上場申請銘柄の株式を所有する株主の数をいう。以下同じ。) が300人以上になる見込みのあること。
- b 上場日における浮動株時価総額が 5 億円以上となる見込みのあること。
- c 当該銘柄が指定振替機関 (本所が指定する振替機関 (社債 , 株式等の振替に関する法律 (平成13年法律第75号。以下「振替法」 という。) 第 2 条第 2 項に規定する振替機関をいう。以下同じ。) をいう。以下同じ。) の振替業における取扱いの対象であること又は上場の時までに取扱いの対象となる見込みのあること。
- d 上場申請に係る優先株の譲渡につき制限を行っていないこと又は上場の時までに制限を行わないこととなる見込みのあること。ただし , 特別の法律の規定に基づき優先株の譲渡に関して制限を行う場合であって , かつ , その内容が本所の市場における売買を阻害しないものと認められるときは , この限りでない。

(上場契約)

第 3 条の 2 本所が優先株を上場する場合には , 当該上場申請に係る優先株の発行者は , 本所所定の優先株上場契約書を提出するものとする。ただし , 本所の上場優先株の発行者が他の優先株の上場を申請する場合には , 提出を要しない。

(優先株の所属部)

第 4 条 優先株の所属部については、当該優先株を発行する上場会社の株券の所属部と同一とする。

(上場廃止基準)

第 5 条 上場優先株の発行者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該発行者が発行する優先株全銘柄の上場を廃止する。

- (1) 優先株上場契約について重大な違反を行った場合又は優先株上場契約の当事者でなくなることとなった場合
 - (2) 発行する株券が株券上場廃止基準第 2 条第 1 項各号のいずれかに該当した場合
- 2 優先株の上場銘柄が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該銘柄の上場を廃止する。

- (1) 株式の分布状況が次の a から c までのいずれかに該当する場合。
ただし、本所が定めるところにより上場優先株の発行者が a から c までのそれぞれに定める期間の最終日後に行った公募、売出し又は数量制限付分売の内容等を通知した場合の同日における株式の分布状況については、本所が定めるところにより取り扱うことができる。
 - a 上場優先株の発行者の事業年度の末日において、浮動株式数(役員、上場優先株の発行者が自己株式を所有している場合の当該発行者及び上場株式数の 10% 以上の株式を所有する株主(明らかに固定的所有でないと認められる株式を除く。)を除く株主が所有する株式の数をいう。以下この条において同じ。)が、1,000 単位未満となった場合において、1 か年以内に 1,000 単位以上とならないとき。
 - b 上場優先株の発行者の事業年度の末日において、浮動株式数が上場株式数の 5 % 未満である場合であって、当該発行者が本所が定める日までに本所の定める公募、売出し又は数量制限付分売予

定書を本所に提出しないとき。

c 上場優先株の発行者の事業年度の末日において、株主数が150人未満となった場合において、1か年以内に150人に達しないとき。

(2) 上場優先株の発行者の事業年度の末日において、浮動株時価総額が2億5千万円未満である場合において、1か年以内に2億5千万円以上とならないとき。ただし、市況全般が急激に悪化した場合において、本所がこの基準によることが適当でないと認めたときは、本所がその都度定めるところによる。

(3) 優先株としての存続期間が満了となる場合。

(4) 最近1年間の月平均売買高が5単位未満である場合。ただし、本所及び株式会社東京証券取引所又は株式会社名古屋証券取引所に上場されている銘柄については別に定めるところによる。

(5) 当該銘柄が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合

(6) 上場優先株の発行者が優先株の譲渡につき制限を行うこととした場合。ただし、特別の法律の規定に基づき優先株の譲渡に関して制限を行う場合であって、かつ、その内容が本所の市場における売買を阻害しないものと認められるときは、この限りでない。

(6)の2 上場優先株の発行者が当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合

(7) 前各号のほか、公益又は投資者保護のため、本所が当該銘柄の上場廃止を適当と認めた場合

3 当該銘柄の上場廃止が決定された場合における上場廃止日の取扱いは、本所が定めるところによる。

(監理銘柄及び整理銘柄の指定)

第5条の2 上場優先株が上場廃止となるおそれがある場合には、本所は、その事実を投資者に周知させるため、当該上場優先株を監理銘柄

に指定することができる。

- 2 上場優先株の上場廃止が決定された場合には、本所は、その事実を投資者に周知させるため、当該上場優先株を整理銘柄に指定することができる。
- 3 監理銘柄及び整理銘柄に関し必要な事項については、監理銘柄及び整理銘柄に関する規則により定める。

（特設注意市場銘柄の指定及び解除）

第5条の3 上場優先株の発行者の発行する上場株券が特設注意市場銘柄に指定されている場合には、本所は、当該上場優先株を特設注意市場銘柄に指定することができる。

- 2 前項の場合において、本所は、当該上場優先株の発行者の発行する上場株券が特設注意市場銘柄から解除された場合には、当該上場優先株についてもその指定の解除を行う。

（上場手数料及び年賦課金）

第6条 上場申請銘柄の発行者及び上場優先株の発行者は、本所が定める上場手数料及び年賦課金を納入するものとする。

付 則

この特例は、昭和51年9月1日から施行する。

付 則（抄）

- 1 この特例は、昭和52年3月31日から施行する。

付 則

- 1 この特例は、昭和57年10月1日から施行する。

- 2 この特例施行の日以後1年以内に到来する決算期における第5条第2項第2号の規定の適用については、同号中「1か年以内」と

あるのは「3か年以内」とし、昭和58年10月1日以後1年以内に到来する決算期における第5条第2項第2号の規定の適用については、同号中「1か年以内」とあるのは「2か年以内」とする。

付 則

この特例は、昭和58年4月1日から施行する。

付 則

この特例は、昭和58年11月1日から施行する。

付 則

この特例は、昭和61年11月1日から施行する。

付 則

この特例は、平成4年2月1日から施行する。

付 則

この特例は、平成8年1月1日から施行する。

付 則

この特例は、平成9年1月1日から施行する。

付 則

この特例は、平成10年12月1日から施行する。

付 則

この特例は、平成11年2月1日から施行する。

付 則

この特例は、平成13年5月1日から施行する。

付 則

1 この特例は、平成13年10月1日から施行する。

2 前項の規定にかかわらず、改正後の第3条第3号a及び第5条第2項第2号の規定は、商法等の一部を改正する等の法律（平成13年法律第79号）附則第2条又は第24条においてなお従前の例によるとされた自己株式については適用しない。

付 則

この特例は，平成14年5月13日から施行する。

付 則

この特例は，平成15年1月14日から施行する。

付 則

この特例は，平成15年4月1日から施行する。

付 則

この特例は，平成15年4月1日から施行する。

付 則

この特例は，平成17年2月1日から施行する。

付 則

この特例は，平成18年5月1日から施行する。

付 則

この特例は，平成18年10月1日から施行する。

付 則

この特例は，平成19年9月30日から施行する。

付 則

この特例は，平成19年12月1日から施行する。

付 則

この特例は，平成20年2月1日から施行する。

付 則

この特例は，平成21年1月5日から施行する。

付 則

この特例は，平成21年11月16日から施行する。

付 則

1 この特例は，平成21年12月30日から施行する。

2 改正後の第3条第3号dの規定は，この改正規定施行の日以後に新規上場申請を行う者から適用する。

付 則

この特例は，平成22年10月12日から施行する。

付 則

この特例は，平成25年1月1日から施行する。